

教 施 財 第 2 3 0 1 号
平 成 30 年 6 月 21 日

各市町村教育委員会施設主管課長 様

大阪府教育庁施設財務課長

施設の維持管理の徹底等について（通知）

平成 30 年 6 月 20 日付け教施財第 2287 号「学校におけるブロック塀等の安全点検等について（通知）」により、学校園におけるブロック塀の安全点検等の依頼を行ったところではありますが、加えて、別添のとおり文部科学省大臣官房文教施設企画部長より通知がありました。

つきましては、関連の事務連絡文と合わせて送付しますので、各通知文の趣旨を踏まえ、所管の学校施設の維持管理の徹底等について、適切な対応をお願いします。

記

送付文書

- ・ 30 文科施第 115 号
『学校施設の維持管理の徹底について』
- ・ 事務連絡
『「大阪府北部を震源とする地震」における学校施設等の安全性確保について』
『学校におけるブロック塀等の安全点検に係る特定行政庁の建築部局との連携について』

担 当	大阪府教育庁施設財務課 学校支援・助成グループ 奥田
電 話	06-6941-0351 内線 3451
タ`イ`ヤル`イン	06-6944-6899
ファックス	06-6944-6900
E - m a i l	OkudaY@mbox.pref.osaka.lg.jp

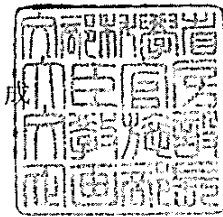


30 文科施第 115 号
平成 30 年 6 月 20 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

平 井 明 成



(印影印刷)

学校施設の維持管理の徹底について（通知）

6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿栄小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

事故の原因については現在判明していませんが、文部科学省では従来から、「学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（平成 27 年 10 月 30 日付け 27 文科施第 375 号）等により、学校施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切な維持管理をお願いしています。

上記通知における点検については、組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況を確認することとされていますので、改めて点検結果を確認し、適切な対応をお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市町村教育委員会に対し、また、都道府県知事におかれては、所轄の私立学校に対して周知するようお願いします。

【本件に関する問い合わせ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課環境施設企画係

電話：03 - 5253 - 4111（内線 2288）

(参考)

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号）（抜粋）

調査項目		調査方法	判定基準
塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 61 条又は第 62 条の 8 の規定に適合しないこと。
	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化状況及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。

事 務 連 絡

平成 30 年 6 月 20 日

関係各府県教育委員会施設担当課

関係各府県私立学校施設担当課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

「大阪府北部を震源とする地震」における学校施設等の安全性確保について

今般の「大阪府北部を震源とする地震」で被災された方々におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

文部科学省では、大阪府高槻市立寿栄小学校での倒壊したプールの塀による死亡事故を踏まえ、昨日「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」（平成30年6月19日付け30文科施第112号）により、ブロック塀等の安全点検等をお願いしているところですが、学校の再開等に際して、今後の余震等の発生や大雨の恐れがあると指摘されていることを鑑み、各設置者におかれましては、ブロック塀の倒壊や天井材・照明器具等の非構造部材の落下等による二次災害の防止のため、施設・設備に関し適切な措置を講じ、安全性の確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、このことについて、教育委員会施設担当課にあつては、域内の各市町村教育委員会に対して、私立学校施設担当課にあつては、所轄の私立学校等に対して周知するようお願いいたします。

<問い合わせ先>

文部科学省大臣官房文教施設企画部

施設企画課防災推進室施設防災企画係

TEL：03-5253-4111（内線：2235、3184）

FAX：03-6734-3689

事 務 連 絡

平成 30 年 6 月 20 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 施 設 主 管 課
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 施 設 主 管 課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
各 指 定 都 市 私 立 学 校 主 管 課 御中
附属学校を置く各国公立大学施設担当部課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

学校におけるブロック塀等の安全点検に係る特定行政庁の建築部局との連携について

この度、「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」（平成 30 年 6 月 19 日付け 30 文科施第 112 号）に関連し、国土交通省住宅局建築指導課長より各都道府県建築行政主務部長宛に別紙「学校における既設の塀の安全対策について」（平成 30 年 6 月 19 日付け国住指 1092 号）のとおり通知されました。

ついては、学校設置者においては、必要に応じ特定行政庁の建築部局と連携し、ブロック塀等の安全点検を実施するようお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会施設主管課においては域内の市区町村教育委員会施設主管課に対し、各都道府県私立学校主管課及び各指定都市私立学校主管課においては所管の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所管の学校に対し周知いただくようお願いします。

【本件連絡先】

大臣官房文教施設企画部施設企画課

防災推進室施設防災企画係

電話：03-5253-4111（内線 2235、3184）

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

学校における既設の塀の安全対策について

平成30年6月18日に大阪府北部を震源とする地震により塀が倒壊し、2人の犠牲者が出たことについては誠に遺憾です。

この地震による被害を受け、内閣総理大臣より、災害発生時の学校の安全確保について指示があったことを踏まえ、学校設置者において、学校の安全点検について行うこととしておりますので、下記のとおり取り組み方宜しくをお願いします。

なお、文部科学省から教育部局には別紙のとおり通知されているので参考までに送付します。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁にもこの旨周知方宜しくをお願いします。

記

塀の安全点検については、学校設置者において、対象となる学校の組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀を対象に行うこととしており、教育部局等と情報共有を図るとともに、連携して取り組むこと。

① 対象となる学校

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

② 点検の方法

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき実施すること。

(参考)

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年3月10日国土交通省告示第282号）（抜粋）

調査項目	判定基準
ブロック塀等の耐震対策の状況	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定に適合しないこと。
ブロック塀等の劣化・損傷の状況	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。